

平成 27 年度  
第 3 回評議員会

議 案 書

公益財団法人 前川財団

# 目 次

## 議 題

第 1 号議案 選考委員報酬変更案の件	2
---------------------	---

**第1号議案 選考委員報酬変更案の件**

選考委員報酬変更案を別紙の通り作成しましたので承認を求めます。

以上

## 公益財団法人前川財団役員等の報酬及び費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人前川財団（以下、「当財団」という。）の役員等の報酬及び費用に関し必要な事項を定め、もって公正かつ適切な事業運営を推進することを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 前条の「役員等」とは、次の各号のとおりとする。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 定款第4条1項1号に掲げる助成事業の選考委員

### (報酬の支給)

第3条 前条第1号及び第2号に掲げる者のうち、非常勤の者に対しては理事会及び評議員会一回の出席に対し2万円の報酬を出席の都度、支給する。

2 前条第1号及び第2号に掲げる者のうち、常勤の者に対しては月額50万円の報酬を毎月25日に支給する。

3 前条第3号に掲げる者に対し、評議員会一回の出席に対し2万円の報酬を出席の都度、支給する。

4 前条第4号に掲げる者に対し、報酬は、次のとおりとし、助成先決定後遅滞なく支給する。

選考委員長 年額 35万円

選考委員 年額 25万円

### (報酬の支給方法)

第4条 前条第1項に規定する報酬は、理事会及び評議員会への出席に応じ、その都度支給する。

2 前条第3項に規定する報酬は、評議員会への出席に応じ、その都度支給する。

3 前条第4項に規定する報酬は、理事会において当該年度にかかる助成先の決定に関する承認を得た後、支給する。

4 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

5 報酬は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用の弁償)

第 5 条 当財団は、第 2 条各号に掲げる者に対し、その職務の遂行に伴い発生した旅費及び交通費を別に定める旅費規程の定めに基づき弁償する。

2 第 2 条各号に掲げる者から費用の弁償の請求があったときは、現金で支払う。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規程の改定)

第 6 条 本規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

制定	平成 26 年 5 月 28 日	施行	平成 26 年 5 月 28 日
改訂	平成 26 年 8 月 19 日	施行	平成 26 年 8 月 19 日
改訂	平成 26 年 11 月 19 日	施行	平成 26 年 11 月 19 日
改訂	平成〇 年〇 月〇 日	施行	平成〇 年〇 月〇 日